

令和2年9月4日

令和2年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市土地開発基金条例	・・・	1
2	鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例（第1条関係）	・・・	2
3	鳥羽市後期高齢者医療に関する条例（第2条関係）	・・・	3
4	鳥羽市介護保険条例（第3条関係）	・・・	4
5	鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・	5
6	鳥羽市民の環境と自然を守る条例	・・・	6
7	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	・・・	13
8	鳥羽市景観条例	・・・	14
9	鳥羽市運動施設の管理に関する条例（第1条関係）	・・・	17
10	鳥羽市運動施設の管理に関する条例（第2条関係）	・・・	20
11	鳥羽市都市公園条例（附則第3項関係）	・・・	25

新旧対照表

(件名) 鳥羽市土地開発基金条例 (昭和45年条例第27号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して<u>積み立て</u>、又は<u>基金の一部を処分</u>することができる。</p> <p>3 前項の規定により<u>積立て又は処分が行われたときは</u>、基金の額は<u>積立額相当額増加し</u>、又は<u>処分額相当額減少</u>するものとする。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して<u>積み立て</u>をすることができる。</p> <p>3 前項の規定により<u>積み立てが行われたときは</u>、基金の額は<u>積み立て額相当額増加</u>するものとする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例(昭和51年条例第18号) (第1条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市後期高齢者医療に関する条例 (平成19年条例第29号) (第2条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)) に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u> が年7.3パーセントの割合を満たさない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントの割合) とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u> が年7.3パーセントの割合を満たさない場合には、その年 <u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントの割合) とする。</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市介護保険条例 (平成12年条例第1号) (第3条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p data-bbox="241 336 327 363">附 則</p> <p data-bbox="203 427 501 454">(延滞金の割合等の特例)</p> <p data-bbox="159 472 1104 959">第8条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を越える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。</u></p>	<p data-bbox="1216 336 1301 363">附 則</p> <p data-bbox="1178 427 1476 454">(延滞金の割合等の特例)</p> <p data-bbox="1133 472 2083 959">第8条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この条において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を越える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)

改正案(新)	現行(旧)
<p data-bbox="241 403 327 435">附 則</p> <p data-bbox="159 451 1102 571">この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和2年12月31日</u>までの間に属する場合に適用することとする。</p>	<p data-bbox="1218 403 1303 435">附 則</p> <p data-bbox="1137 451 2078 571">この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間に属する場合に適用することとする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市民の環境と自然を守る条例 (昭和48年条例第33号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>目次</p> <p>第2章 生活環境の保全 第1節～第6節 (略)</p> <p>第3章 自然環境の保全 第1節・第2節 (略) 第3節 緑地保全のための規制 (第41条—<u>第51条</u>)</p> <p>(港湾事業者の責務)</p> <p>第31条 鳥羽港、的矢港 (<u>志摩市</u>の行政区域に係る港域を除く。) 及び市の漁港 (以下「鳥羽港等」という。) において事業活動を行う者は、荷役その他の事業活動に伴い貨物、荷役用具又は廃棄物が岸壁、物揚場、道路、その他の港湾施設又は海中に脱落し、散落し、又は飛散することを防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第2章 生活環境の保全 第1節～第6節 (略) <u>第7節 建築物の色彩及び広告物の内容の制限 (第38条の5—第38条の8)</u></p> <p>第3章 自然環境の保全 第1節・第2節 (略) 第3節 緑地保全のための規制 (第41条—<u>第44条</u>) <u>第4節 保護樹木及び保護樹林 (第45条—第51条)</u></p> <p>(港湾事業者の責務)</p> <p>第31条 鳥羽港、的矢港 (<u>磯部町、阿児町</u>の行政区域に係る港域を除く。) 及び市の漁港 (以下「鳥羽港等」という。) において事業活動を行う者は、荷役その他の事業活動に伴い貨物、荷役用具又は廃棄物が岸壁、物揚場、道路、その他の港湾施設又は海中に脱落し、散落し、又は飛散することを防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第7節 建築物の色彩及び広告物の内容の制限</u></p> <p>(<u>美化義務</u>)</p> <p><u>第38条の5 何人も、建築物を建築し、又は広告物を掲出しようとする</u></p>

改正案 (新)	現 行 (旧)
	<p><u>きは、建築物の色彩又は広告物の内容によって良好な環境を害することのないよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(美化推進地区の指定)</u></p> <p><u>第38条の6 市長は、良好な環境を確保するうえにおいて、地域の美化を積極的に推進していく必要があると認める地区を美化推進地区として指定することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の美化推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民の意見を聴くとともに、鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の美化推進地区を指定したときは、これを告示しなければならない。</u></p> <p><u>4 前2項の規定は、美化推進地区の指定を変更しようとする場合について準用する。</u></p> <p><u>(行為の届出)</u></p> <p><u>第38条の7 美化推進地区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 規則で定める建築物の新築、増築、改築、大規模修繕又は外観の過半にわたる色彩の変更</u></p> <p><u>(2) 規則で定める広告物の掲出</u></p> <p><u>2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 通常の管理行為及び軽易な行為で規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</u></p>

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>第44条から第51条まで 削除</p>	<p>(3) <u>国、地方公共団体その他公共的団体が公共的な目的のために行う行為</u></p> <p><u>(指導又は勧告)</u></p> <p>第38条の8 <u>市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告するものとする。</u></p> <p>(1) <u>建築物の色彩が地区の良好な環境を著しく害すると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>広告物の図案、文字等表現内容が地区の良好な環境を著しく害すると認められるとき。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により指導し、又は勧告する場合には、鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>(みどりの監視員の設置)</u></p> <p>第44条 <u>市にみどりの監視員を置く。</u></p> <p>2 <u>みどりの監視員は、市民のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>みどりの監視員は、市の自然の保護と緑化に関する施策に協力するとともに、自然破壊の事実について市に知らせるものとする。</u></p> <p>4 <u>みどりの監視員は、自然の保護と緑化について市長に意見を述べることができる。</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
	<p style="text-align: center;"><u>第4節 保護樹木及び保護樹林</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（保護樹木等の指定）</u></p> <p><u>第45条 市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団をそれぞれ保護樹木又は保護樹林（以下「保護樹木等」という。）として指定することができる。この場合において保護樹木等の保護のため必要があると認めるときは、その所在する土地の周辺の区域をあわせて樹林保護区域として指定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（指定の手続き）</u></p> <p><u>第46条 市長は、保護樹木等並びに樹林保護区域（以下「保護区域等」という。）を指定しようとするときは、鳥羽市環境保全審議会の意見を聞かなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の指定をする場合には、規則で定めるところにより告示しなければならない。</u></p> <p><u>3 保護区域等の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（指定の解除及び区域の変更）</u></p> <p><u>第47条 市長は、指定した保護区域等について必要があると認めるときは、指定を解除し、又はその区域を変更することができる。</u></p> <p><u>2 前条の規定は、保護区域等の指定の解除及び変更について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（標識の設置）</u></p> <p><u>第48条 保護区域等を指定したときは、その保護樹木等の所在する土地に、指定を表示する標識を設置しなければならない。</u></p>

改正案 (新)	現行 (旧)
	<p><u>2 保護樹木等の所在する土地又は保護樹木等の所有者又は占有者は正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み又は妨げてはならない。</u></p> <p><u>3 何人も、第1項の規定により、設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。</u></p> <p><u>(保護樹木等に係る行為の制限)</u></p> <p><u>第49条 何人も保護樹木等を損傷し又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については適用しない。</u></p> <p><u>(1) 通常管理行為、軽易な行為で規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</u></p> <p><u>3 第1項ただし書の許可には、保護樹木等を保護するために必要な限度において条件を付することができる。</u></p> <p><u>(助言及び勧告)</u></p> <p><u>第50条 市長は、保護樹木等を保護するために必要があると認めるときは、その保護樹木等及びその所在する土地の所有者又は占有者に対して必要な助言、指導又は勧告をすることができる。</u></p> <p><u>(原状回復命令等)</u></p> <p><u>第51条 市長は、保護樹木等を保護するために特に必要があると認めるときは、第49条の規定による許可の条件に違反したものに対して、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難な場合は、これに代る必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>（指定の手続）</u></p> <p>第55条 市長は、文化環境保存区域を指定しようとするときは、あらかじめ、鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の指定をするときは、規則で定めるところにより告示しなければならぬ。</p> <p>3 文化環境保存区域の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。</p>	<p><u>（準用規定）</u></p> <p>第55条 第46条から第48条までの規定は、文化環境保存区域について準用する。</p>
<p><u>（指定の解除及び区域の変更）</u></p> <p>第55条の2 市長は、指定した文化環境保存区域について必要があると認めるときは、指定を解除し、又はその区域を変更することができる。</p> <p>2 前条の規定は、文化環境保存区域の指定の解除及び変更について準用する。</p>	
<p><u>（標識の設置）</u></p> <p>第55条の3 文化環境保存区域を指定したときは、その土地に、指定を表示する標識を設置しなければならない。</p> <p>2 文化環境保存区域の土地の所有者又は占有者は正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み又は妨げてはならない。</p> <p>3 何人も、第1項の規定により、設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。</p>	
<p><u>（漁業協同組合との協議）</u></p> <p>第61条 土砂の流出により水産生物に影響をあたえるおそれのある行為又は海洋（公共の用に供する河川を含む。以下「海洋等」という。）に産業廃水、し尿及び雑廃水等を排出する施設を設置しようとする者は、関係漁</p>	<p><u>（漁業協同組合の同意）</u></p> <p>第61条 土砂の流出により水産生物に影響をあたえるおそれのある行為又は海洋（公共の用に供する河川を含む。以下「海洋等」という。）に産業廃水、し尿及び雑廃水等を排出する施設を設置しようとする者は、関係漁</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>業協同組合と<u>事前に十分協議</u>しなければならない。</p> <p>第68条 第34条の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮又は3万円以下の罰金に処する。</p>	<p>業協同組合の同意を得なければならない。</p> <p><u>2 共同漁業権の設定されている海面で潜水器（簡易潜水器具等を含む。）を使用しようとする者は、当該漁業権を有する漁業協同組合の同意を得なければならない。ただし、人命若しくは船舶を救助する場合等緊急事態が生じたときはこの限りでない。</u></p> <p>第68条 第34条及び<u>第51条</u>の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮又は3万円以下の罰金に処する。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例（平成30年条例第1号）

改正案（新）	現 行（旧）
<p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例の規定は、次に掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る事業に適用する。ただし、建築物の屋根又は屋上で行う事業は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 風力をエネルギー源とする発電設備のうち、高さが<u>10メートルを超えるもの又は海上を含む水域に設置するもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例の規定は、次に掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る事業に適用する。ただし、建築物の屋根又は屋上で行う事業は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 風力をエネルギー源とする発電設備のうち、高さが<u>13メートル以上のもの又は海上を含む水域に設置するもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市景観条例(令和2年条例第1号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(景観計画)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2(略)</p> <p><u>3 市長は、景観計画において、良好な景観を形成するため、地域の現状や景観特性等を踏まえ、区分する地域帯を定めることができる。</u></p> <p>(策定の手続)</p> <p>第5条 市長は、景観計画を定めようとするときは、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするとき(規則で定める軽微な変更を除く。)も、同様とする。</p> <p><u>(眺望保全区域及び重点地区の指定)</u></p> <p><u>第6条 市長は、景観計画区域のうち、良好な眺望景観を保全する必要があると認める区域を眺望保全区域として指定することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、景観づくりの推進を重点的に図るため、特に必要と認める地区を重点地区として指定することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の眺望保全区域及び重点地区における法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、眺望保全区域又は重点地区ごとに定めることができる。</u></p> <p><u>(計画提案を踏まえた景観計画の変更をしない場合の手続)</u></p> <p><u>第7条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。</u></p>	<p>(景観計画)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>(策定の手続)</p> <p>第5条 市長は、景観計画を定めようとするときは、<u>第14条第1項に規定する鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。</u>これを変更しようとするとき(規則で定める軽微な変更を除く。)も、同様とする。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>（届出を要する行為等）</p> <p><u>第8条</u>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（届出を要しない行為）</p> <p><u>第9条</u> 法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為（<u>重点地区を除く。</u>）は、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）法第16条第1項各号の規定による届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの</p> <p>（5）（略）</p> <p><u>2 重点地区における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>第10条～第15条</u>（略）</p> <p>（<u>景観重要建造物等の指定の手續</u>）</p> <p><u>第16条</u> 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、<u>法第19条第2項又は法第28条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。</u></p>	<p>（届出を要する行為等）</p> <p><u>第6条</u>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（届出を要しない行為）</p> <p><u>第7条</u> 法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）法第16条第1項各号の規定による届出を要する行為（<u>同項第2号で掲げる行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。</u>）で、規則で定める規模以下のもの</p> <p><u>（5）規則で定める工作物に係る行為</u></p> <p><u>（6）（略）</u></p> <p><u>第8条～第13条</u>（略）</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>2 前項に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の手續は、規則で定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。</u></p> <p><u>（原状回復命令等の手續）</u></p> <p><u>第17条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>第18条・第19条</u> （略）</p>	<p>第14条・第15条 （略）</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市運動施設の管理に関する条例 (平成18年条例第43号) (第1条関係)

改正案 (新)			現行 (旧)		
(利用料金) 第12条 使用者は、利用料金 <u>(附属設備等の利用料金を含む。)</u> を前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認めるときは、この限りではない。 <u>2 前項に定める利用料金の額は、別表第3から別表第5までに定める額(附属設備等の利用料金については、教育委員会規則で定める額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。</u> <u>3・4 (略)</u> 別表第3 (第12条関係) 鳥羽市民体育館利用料金 1 <u>専用使用</u> の場合			(利用料金) 第12条 使用者は、 <u>別表第3から別表第5までに定める利用料金</u> を前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認めるときは、この限りではない。 <u>2・3 (略)</u> 別表第3 (第12条関係) 鳥羽市民体育館利用料金 1 <u>専用利用</u> の場合		
区分		1時間当たりの金額	区分		1時間当たりの金額
メインアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	円 1,000	メインアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	円 1,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	10,000		営利又は宣伝を直接の目的とする場合	10,000

改正案 (新)				現行 (旧)								
サブアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	全体	1,500	小会議室	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	300						
		フロア	1,000		営利又は宣伝を直接の目的とする場合	3,000						
		舞台	500	(略)								
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	全体	15,000									
		フロア	10,000									
		舞台	5,000									
トレーニンググループ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	600										
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	6,000										
小会議室	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	300										
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	3,000										
(略)												
2 個人使用の場合												
(略)												
2 個人利用の場合												
(略)												

改正案（新）			現行（旧）	
別表第5（第12条関係） 鳥羽市民体育館冷暖房利用料金			別表第5（第12条関係） 鳥羽市民体育館冷暖房利用料金	
区分		1時間当たりの金額	区分	
（略）			（略）	
中会議室		600	中会議室	
サブアリーナ	全体	2,100		
	フロア	1,400		
	舞台	700		
トレーニングルーム		600		

新旧対照表

(件名) 鳥羽市運動施設の管理に関する条例 (平成18年条例第43号) (第2条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)				
<p style="text-align: center;"><u>鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、鳥羽市運動施設（以下「運動施設」という。）の<u>設置及び管理</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 本市は、市民の心身の健全な発達に寄与するため、運動施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="179 849 987 1007"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥羽市武道館</td> <td>鳥羽市大明東町8番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>鳥羽市都市公園条例（昭和44年条例第45号）第10条第2項の規定に基づき、この条例により管理する運動施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第3から<u>別表第6</u>までに定める額（附属設備等の利用料金については、教育委員会規則で定める額）の範</p>	名称	位置	鳥羽市武道館	鳥羽市大明東町8番2号	<p style="text-align: center;"><u>鳥羽市運動施設の管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、鳥羽市運動施設（以下「運動施設」という。）の<u>管理</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>運動施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第3から<u>別表第5</u>までに定める額（附属設備等の利用料金については、教育委員会規則で定める額）の範</p>
名称	位置				
鳥羽市武道館	鳥羽市大明東町8番2号				

改 正 案 (新)			現 行 (旧)		
<p>圏内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の鳥羽市民体育館の設置及び管理に関する条例及び附則第5項の規定による改正前の鳥羽市都市公園条例（次項において「旧体育館条例等」という。）の規定によりなされた鳥羽市民体育館及び有料公園施設の使用等に関する処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別表第2（第5条、第6条関係）</p>			<p>圏内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の鳥羽市民体育館の設置及び管理に関する条例及び附則第5項の規定による改正前の鳥羽市都市公園条例（昭和44年条例第45号）（次項において「旧体育館条例等」という。）の規定によりなされた鳥羽市民体育館及び有料公園施設の使用等に関する処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別表第2（第5条、第6条関係）</p>		
名称	開場時間	休業日	名称	開場時間	休業日
鳥羽市民体育館 鳥羽中央公園野球場 鳥羽市武道館	午前9時から 午後9時まで	(1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休	鳥羽市民体育館 鳥羽中央公園野球場 鳥羽中央公園相撲場	午前9時から 午後9時まで	(1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

改正案 (新)			現行 (旧)		
鳥羽中央公園相撲場 鳥羽中央公園庭球場 鳥羽中央公園多目的 グラウンド	午前9時から 日没まで	日 (以下「休日」という。)である場合を除く。 (2) 休日の翌日 (この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。) (3) 12月29日から翌年1月4日までの日	鳥羽中央公園庭球場 鳥羽中央公園多目的 グラウンド	午前9時から 日没まで	日 (以下「休日」という。)である場合を除く。 (2) 休日の翌日 (この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。) (3) 12月29日から翌年1月4日までの日
鳥羽中央公園水泳プール	午前9時から 午後5時まで	9月1日から翌年6月30日までの日	鳥羽中央公園水泳プール	午前9時から 午後5時まで	9月1日から翌年6月30日までの日
<p>別表第6 (第12条関係)</p> <p>鳥羽市武道館利用料金</p> <p>1 専用使用の場合</p>					
時間区分	午前9時 ～午後1 時	午後1時 ～午後5 時	午後5時 ～午後9 時	全日 (午前9 時～午後 9時)	
使用区分					
道場	円 1,300	円 2,000	円 2,600	円 5,200	
会議室	900	1,300	1,900	3,500	

改 正 案 (新)		現 行 (旧)		
備考				
1 鳥羽市民以外の者又は市内に勤務地を有する者以外の者が使用する場合は、当該利用料金の2倍相当額とする。				
2 営利又は宣伝を直接の目的とする場合は、当該利用料金の3倍相当額とする。				
3 時間区分を超過して使用する場合の超過利用料金は、超えて使用した時間区分の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。この場合において、超過時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。				
4 道場の一部を使用する場合において、その使用面積が2分の1以下のときの利用料金は、当該利用料金の2分の1の額とする。				
5 会議室の冷暖房設備を使用する場合は、当該利用料金に1の時間区分につき720円(全日の場合は2,160円)を加算する。				
2 個人使用の場合				
	時間区分	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時
使用区分				
道場	小・中学生・高校生	円 50	円 50	円 50
	一般	100	100	100

改正案 (新)					現行 (旧)				
トレーニング グループ	小・中学 生・高校生	100	100	100					
	一般	200	200	200					

新旧対照表

(件名) 鳥羽市都市公園条例(昭和44年条例第45号) (附則第3項関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(有料公園施設)</p> <p>第10条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設の管理については、<u>鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例</u>(平成18年条例第43号)で定める。</p>	<p>(有料公園施設)</p> <p>第10条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設の管理については、<u>鳥羽市運動施設の管理に関する条例</u>(平成18年条例第43号)で定める。</p>